

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
	札幌病衛28-1改
感染性産業廃棄物	防衛大臣承認 平成 年 月 日
収集・運搬・処理	作 成 平成28年 2月 1日
	変 更 平成 年 月 日
	作成部隊等名 自衛隊札幌病院 衛生資材部

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において発生した感染性産業廃棄物の収集・運搬・処理について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で「官側担当者」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

法令等

感染性の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

廃棄物処理法第12条第3・4・5項、法第12条の2第3・4・5項及び法第12条の3

廃棄物処理法第12条の第6項・第7項

札幌市条例

2 一般的事項

2.1 収集指定場所

北海道札幌市南区真駒内17番地　自衛隊札幌病院　感染性廃棄物保管庫

原則として上記において収集することとし、上記以外で収集する場合については別に定める。

2.2 注意事項

感染性産業廃棄物の収集にあたり、当該警備・建物等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し、官側担当官の指示に従い、請負者側の負担において原状に復旧すること。

3 役務に関する要求

3.1 収集日

収集日は毎週月・水・金曜日の3回官側担当官が立会いし、その際予備の容器を確認し補充するものとする。「但し、収集日が祝祭日の場合は官側と調整することとする」

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を廃棄物処理後速やかにB2票・B4票・D票・E表を期限内に提出し、毎月の収集量を官側に官側指定の受領書を提出すること。

4.2 その他

その他不明な点は官側とその都度調整するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号						
	調 達 要 求 番 号	3 MTF 1 CM 0 0 0 1					
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5年 2月 6日					
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課					
	作 成 年 月 日	平成 28年 2月 1日					
品 名	感染性産業廃棄物 収集・運搬・処理						
仕様書番号	札幌病衛 28-1改						
指定事項 :							
1 感染性産業廃棄物の範囲							
1.1 ポリ容器							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">感 染 性 廃 棄 物 の 種 類</th> <th>容 器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液状又は泥状物固 形状物鋭利なもの</td> <td>注射器, 採血管, 針, 輸血セット, 各種ゾンデ・カテーテル, ディスポーザブル手袋, 紙おむつ, ウロパック, 紙コップ, 酒精綿, メス(替刃), ガーゼ, 紋創膏等, 廃血液, 検査後の血液・血漿・血清・尿・便・喀痰・精液等, サンプルカップ, ガーゼ, スライドグラス, シャーレ, 培地, 検体容器, 生検試料, マウスピース, 臓器等</td> <td>1 容器 20L の蓋付容器 2 容器 40L の蓋付容器 3 容器 50L の蓋付容器 (リキャップ不可能)</td> </tr> </tbody> </table>		感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器	液状又は泥状物固 形状物鋭利なもの	注射器, 採血管, 針, 輸血セット, 各種ゾンデ・カテーテル, ディスポーザブル手袋, 紙おむつ, ウロパック, 紙コップ, 酒精綿, メス(替刃), ガーゼ, 紋創膏等, 廃血液, 検査後の血液・血漿・血清・尿・便・喀痰・精液等, サンプルカップ, ガーゼ, スライドグラス, シャーレ, 培地, 検体容器, 生検試料, マウスピース, 臓器等	1 容器 20L の蓋付容器 2 容器 40L の蓋付容器 3 容器 50L の蓋付容器 (リキャップ不可能)
感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器					
液状又は泥状物固 形状物鋭利なもの	注射器, 採血管, 針, 輸血セット, 各種ゾンデ・カテーテル, ディスポーザブル手袋, 紙おむつ, ウロパック, 紙コップ, 酒精綿, メス(替刃), ガーゼ, 紋創膏等, 廃血液, 検査後の血液・血漿・血清・尿・便・喀痰・精液等, サンプルカップ, ガーゼ, スライドグラス, シャーレ, 培地, 検体容器, 生検試料, マウスピース, 臓器等	1 容器 20L の蓋付容器 2 容器 40L の蓋付容器 3 容器 50L の蓋付容器 (リキャップ不可能)					
1.2 段ボール							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">感 染 性 廃 棄 物 の 種 類</th> <th>容 器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人が感染し, 若しくは, 感染するおそれのある病原体が含まれ, 若しくは付着している感染物</td> <td>カテーテル, ディスポーザブル手袋, リネン類, 紙おむつ, 紙コップ, 酒精綿, ガーゼ, 包帯, 脱脂綿等, 紋創膏等, マウスピース等</td> <td>1 容器 20L の段ボール容器 (ビニール袋付) 2 容器 50L の段ボール容器 (ビニール袋付)</td> </tr> </tbody> </table>		感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器	人が感染し, 若しくは, 感染するおそれのある病原体が含まれ, 若しくは付着している感染物	カテーテル, ディスポーザブル手袋, リネン類, 紙おむつ, 紙コップ, 酒精綿, ガーゼ, 包帯, 脱脂綿等, 紋創膏等, マウスピース等	1 容器 20L の段ボール容器 (ビニール袋付) 2 容器 50L の段ボール容器 (ビニール袋付)
感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器					
人が感染し, 若しくは, 感染するおそれのある病原体が含まれ, 若しくは付着している感染物	カテーテル, ディスポーザブル手袋, リネン類, 紙おむつ, 紙コップ, 酒精綿, ガーゼ, 包帯, 脱脂綿等, 紋創膏等, マウスピース等	1 容器 20L の段ボール容器 (ビニール袋付) 2 容器 50L の段ボール容器 (ビニール袋付)					
2 感染性廃棄物処理							
2.1 北海道条例・札幌市の条例及び廃棄物処理法に基づき処理すること。							
3 適正処理に必要な情報							
3.1 性状・荷姿							
3.2 性状の変化							
3.3 混合等による変化							
3.4 含有マーク・石綿含有産廃有無及びその他取扱注意事項							